

第2章 国指定史跡「長久手古戦場」保存活用の考え方

2-1. 国指定史跡「長久手古戦場」の史跡指定の概要

1) 史跡指定に至る理由説明

国指定史跡「長久手古戦場」は、以下の理由（説明）により指定された。

- ・天正 12 年（1584）小牧・長久手の戦いの主戦場にして激戦地点であったと認められること
- ・羽柴秀吉の先鋒池田恒興、庄九郎父子・森長可と徳川家康軍が激戦したところ
- ・字仏ヶ根に池田恒興、字武藏塚に池田庄九郎、その西方約二町（約 220m）同字地内に森長可の墓があり、いずれも明和 8 年（1771）12 月建設の石標及び各家子孫の建設による顕彰の石碑があること
- ・字城屋敷は池田方陣地と伝えられ、鎧掛の松と呼ばれた老松があったが枯損のため今は取り除かれていること
- ・御旗山は、高さ約 300 尺（約 90m）の独立の小山で眺望に富み、家康の牙旗を立てたところと伝えられ、頂上の富士社社殿の傍にその由来が記された石標があること
- ・首塚は、大字岩作の人家に囲まれた中に石垣を組み、寛永 3 年（1626）4 月建設の石標、明治 43 年（1910）4 月建設の首塚碑があること
- ・色金山は、首塚の北約 1 町（約 110m）安昌寺の後方にある丘陵であり、南西に激戦地を望め、丘上にある 3 個の自然石は床机石と呼ばれ、家康が戦況展望の際に床机にかえたるものと伝えられ、寶永 3 年（1706）建設の石標及び明治 43 年（1910）4 月建設の碑があること

2) 国指定史跡対象地

- ・昭和 14 年（1939）9 月 7 日、文部省告示第四百十号により、以下の箇所が史跡名勝天然記念物保存法第一条に依り第一類の史跡に指定された。

長久手古戦場	愛知県愛知郡長久手村大字長湫字佛ヶ根	五番、一二番、一九番	-①
	同字武藏塚	四番ノ一、四番ノ二、五〇番	-②
	同字城屋敷	九〇番ノ一、九〇番ノ二	-③
附 御旗山	同字富士浦	四一番 富士社境内	-④
首塚	同大字岩作字元門	四一番	-⑤
色金山	同字色金	三七番ノ一、内實測七畝十五歩	-⑥

※①～⑥の史跡位置は図 1 国指定史跡位置図参照

- ・その後、同字城屋敷 九〇番ノ一、九〇番ノ二（現在の血の池公園付近）は、土地開発により著しく改変があったとされ、昭和 40 年（1965）12 月 10 日付けて、文化財保護委員会告示第 66 号により指定を解除された。

3) 指定の事由及び保存の要件

文部省告示第四百十号による国指定史跡の事由及び保存の要件は以下の通りである。

指定の事由 史蹟の部第四及第三ニ依ル（当時は、史跡を史蹟として表示）

保存の要件 碑石ノ毀損及破壊ヲ為サザルコト

樹木ノ伐採及裁植ニ當リテハ十分注意スルコト

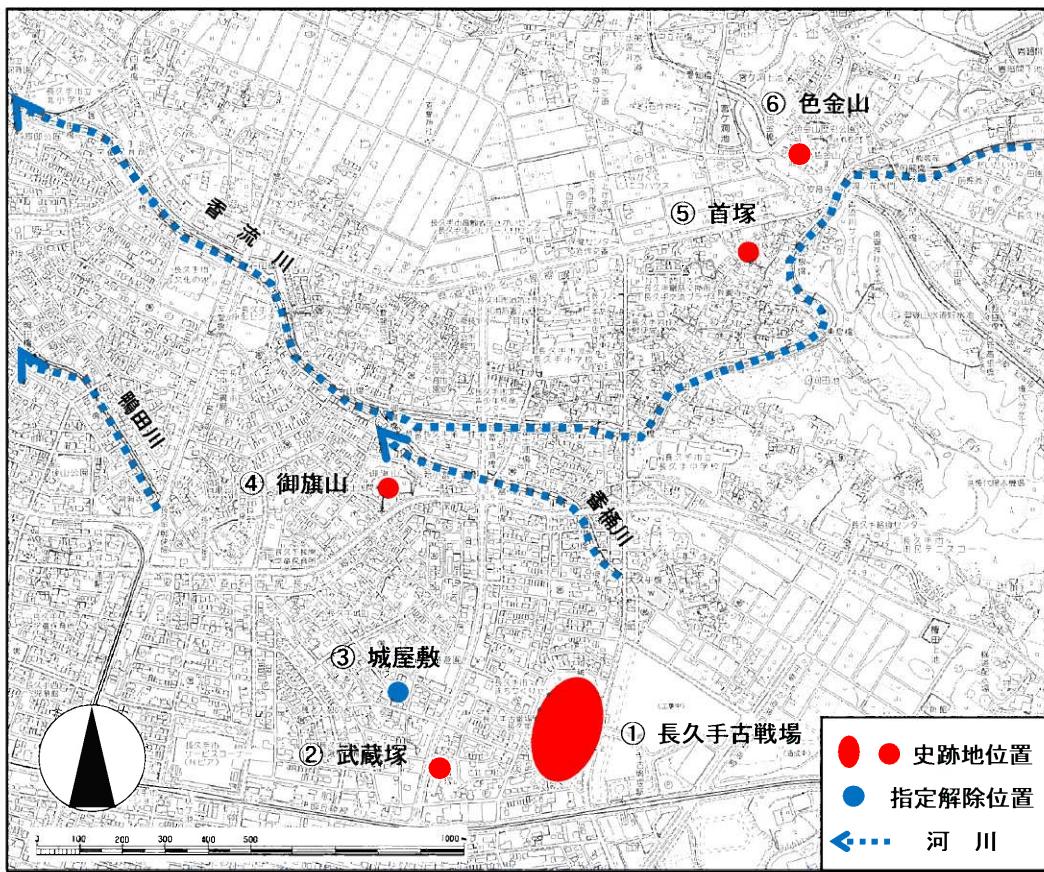


図 1 国指定史跡位置図

2-2. 国指定史跡「長久手古戦場」の意義と役割

1) 国指定史跡「長久手古戦場」の史跡指定の背景

- ・長久手古戦場は、羽柴（後の豊臣）秀吉と徳川家康が、唯一直接対決した「小牧・長久手の戦い」において、最大の戦闘が行われた野戦場であり、家康の武名を高め、その後の徳川幕府成立への足掛かりとなった合戦史跡として徳川家において重要な位置づけがされてきた。
- ・国指定史跡地には、池田恒興・庄九郎父子、森長可の明和8年（1771）12月建設の石標及び各家子孫の建設に係る顕彰の碑が建立されている。
- ・宝暦13年（1763）、9代尾張藩主宗睦が安昌寺を訪れて休息し、尾張藩士も、度々安昌寺や古戦場を訪れ、多くの書付を残したことが記録に残っている。（長久手町史本文編第3編第5章第2節及び資料編7第3章第3節22より）

2) 国指定史跡「長久手古戦場」の意義と役割

- ・長久手古戦場は、天正12年（1584）4月9日、早朝から正午にかけて、両軍の激戦が繰り広げられた場所であり、「古戦場」としては全国に3箇所しかない稀少な国指定史跡である。
- ・古戦場周辺は市街化が進んでいるが、残ってきた地形と、10点ほど遺されている小牧長久手合戦図（犬山城白帝文庫蔵他）や長久手合戦絵図、古文書、記念碑、伝承等により、今日においても当時の合戦の有様を思い描くことができる。



- ・指定の事由及び保存の要件を把握し、古戦場という稀少な国指定史跡を保存し、後世に継承すると共に、「小牧・長久手の戦い」の全体像を来場者に伝え、郷土の歴史を含めた体験型展示の場とし、市民の文化意識の向上と市の観光振興に繋げる。

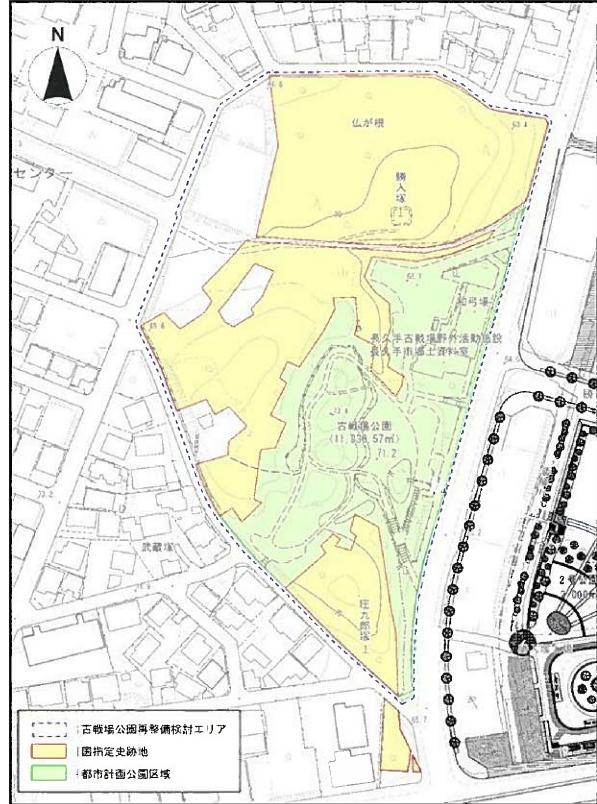
2-3. 計画地の現況

1) 計画地の土地用途

- ・計画地は、モニュメント部（準住居地域）を除く全域が第一種低層住居専用地域となつておらず、計画地中央部の北から南は、飛び地はあるものの国指定史跡地、計画地東側は都市計画公園、計画地西側及び国指定史跡地内飛び地はすべて市有地となっている。

2) 計画地の現況

- ・計画地には、池田父子の石標及び各家子孫の建設に係わる顕彰の碑が残されている。
- ・野戦地であったため、遺構等は確認されていないが、当時の合戦の様相を想像できる貴重な地形が残されている。
- ・国指定史跡地内には、丘陵地形が残っており、合戦当時の入会地に見られる植生であったと考えられる樹高の低い松主体の雑木林から、常緑樹を含む樹高の高い雑木林へと変化している。



3) 計画地の現況土地利用

- ・国指定史跡地の東側隣接地は、都市計画公園となっており、合戦の拠点となった丘陵に見立てた芝生の築山と枯山水の流れで構成された回遊型庭園環境「庭園」、郷土資料室、和弓場、駐車場が整備されている。
- ・国指定史跡地の西側隣接地は、盛土造成がされ、駐車場として利用されている。

4) 国指定史跡隣接地の改変

- ・古戦場公園区域において、昭和 58、59 年（1983、1984）に、長久手勤労者野外活動施設新築工事により、和弓場・集会施設等の整備が行われ、その際、国史跡指定地内にも園路が整備された（現状は痕跡のみ）。
- ・平成 15 年（2003）、施設を当時の長久手町が買い取りにより取得し、東側隣接地は、都市計画公園として現在に至っている。



図 3 計画地内現況主要施設配置図

2－4. 利用者数の変化による国指定史跡への影響

1) 現況の来場者の状況

- ・計画地は、長久手古戦場駅前広場に近接した位置にあるものの、現在の来場者は、近隣住民・歴史愛好家・弓道関係者等が主となっている。

2) 今後の来場者の増加による国指定史跡への影響

- ・国指定史跡地は、全域に樹木が繁茂しており、安定した樹林地が維持されているものの、長年の風雨や踏圧による土砂の流出や樹木の根上がりの状態が各所に見られる。
- ・計画地東側の大規模商業施設（駐車台数 2,600 台規模）の開業により、計画地への来場者数は飛躍的に増加することとなる。
- ・国指定史跡地には、公園区域等周辺から容易に入り込める環境であるため、多数の来場者の踏圧等による計画地の自然環境（地形・植生）への影響が生じることが予測されるため、史跡環境保存の観点から対策が必要となる。

2－5. 長久手古戦場国指定史跡地の保存活用の方針

1) 保存活用の目的

- ・長久手の戦いは、小丘陵の連なりと、香流川流域の湿田地帯という特殊な環境の中で展開した。計画地においては、市民により毎年 4 月の初旬にこの歴史を PR するため、長久手古戦場桜まつりが開催されている。
- ・長久手古戦場は、稀少な国指定史跡であり、長久手市のシンボル且つ重要な観光拠点として位置づけられている。
- ・国指定史跡長久手古戦場を保存し、合戦の様相、関連する城や地域・人物を生き生きと浮かび上がらせ、「小牧・長久手の戦い」の史実を伝えると共に、背景となった当時の地域の暮らしにも光を当て、戦国から近代までの時代背景を含めた体験型展示の場として保存と活用を行い、市民の文化意識の向上と、市の観光振興に繋げることが本計画の目的となる。

2) 保存活用の基本方針

①国指定史跡地の保存・継承

- ・「史跡長久手古戦場保存活用計画」の策定にあたっては、「国指定史跡指定の事由」を十分理解し、国指定史跡地においては、現状変更を最小限に留めると共に、史跡地の追加指定も視野に入れ、今に残る「合戦当時に近い環境—雑木林の丘陵地形」の保存・再生を重視した計画を行う。

②国指定史跡地隣接地の保全・活用

- ・国指定史跡地の隣接地においては、国指定史跡地との景観・環境的連携に十分配慮すると共に、史跡環境だけでは説明できない「合戦の史実と背景」を来場者に伝えるガイダンス機能を有した施設の整備を計画する。

③計画地の利活用

- ・国指定史跡地の石標・顕彰碑や合戦環境の保存・解説を行うと共に、東側ゾーンではガイダンス施設を整備し、訪れる人がこの地での合戦の様子や、「小牧・長久手の戦い」の全貌について、時代を遡って理解できるよう、合戦屏風・絵図・文献・甲冑武器や、史跡を守り今日に伝えてきた人々の業績等も含めた関連資料を収集し、多角的に展示・解説する。
- ・また、警固祭り・棒の手を始めとする長久手の歴史民俗・産業等を展示・解説する。
- ・住宅地に隣接する西側ゾーンには、農家仕立ての体験施設を整備し、農村の歴史民俗資料の展示、昔の暮らしの体験学習等ができる環境・利用システムを整備する。

④市内フィールドミュージアム化

- ・古戦場公園を中心拠点として、戦いの舞台となった武蔵塚・御旗山・色金山・首塚の国指定史跡や関連史跡をはじめ、古代からの史跡や自然、農村風景等をフィールドミュージアム資源として位置づけ、サイン・インフォメーション施設等の再整備を行い、多様な立寄り史跡・施設めぐりのルートを整備することにより、より多くの人が、長久手の歴史風土に親しめる環境を整備する。

2－6．国指定史跡長久手古戦場保存管理マニュアル

- ・当マニュアルは、「史跡長久手古戦場保存活用計画」策定以前に使用していたものである。
- ・史跡長久手古戦場（附 御旗山、首塚、色金山）は、昭和14年9月7日に国指定史跡に指定された。史跡地内の保存・管理のため、樹木の伐採や工作物の修繕等が必要な場合、以下の手順に従い行うものとする。

1. 史跡長久手古戦場の所在地等

名称	住所	地目	地積 (m ²)
長久手古戦場	武蔵塚 202 番地	雑種地	6,112.72
	武蔵塚 205 番地	雑種地	2,022.98
	仏が根 1202 番地	雑種地	8,436.92
	武蔵塚 620 番地	雑種地	307.00
	武蔵塚 622 番地	雑種地	16.52
	武蔵塚 906 番地	雑種地	2,558.29
附 御旗山	富士浦 602 番地	境内地	2,791.00
附 首塚	岩作元門 41 番地	原野	42.00
附 色金山	岩作色金 37 番地 1 の一部	山林	743.80

2. 管理の体制

- ・史跡長久手古戦場（附 御旗山、首塚、色金山）の土地所有・管理については、以下の通りである。所有者・管理者及び管理受託業者が共通認識を形成し、連携をとりながら維持・管理に努める。

名称	住所	所有者	管理者
長久手古戦場	武藏塚 205 番地外 5 筆	長久手市	長久手市
附 御旗山	富士浦 602 番地	富士社	境内地として区が管理
附 首塚	岩作元門 41 番地	石作神社	長久手市
附 色金山	岩作色金 37 番地 1 の一部	石作神社	長久手市

3. 申請から許可まで

市→市教育委員会→愛知県教育委員会→文化庁

4. 現状変更の指針

1) 現状変更の手続きが必要な行為

①文化庁長官の許可が必要とされる案件

現状変更行為	判断基準	備考
樹木等の植栽	史跡に悪影響を及ぼす場合は原則として認めない。	軽微なものは除く。
工作物の設置、改修又は除却	史跡に悪影響を及ぼす場合は原則として認めない。	軽微なものは除く。
盛土	史跡に悪影響を及ぼす場合は原則として認めない。	

②軽微な現状変更：長久手市の教育委員会の許可が必要とされる案件

現状変更行為	判断基準
樹木の伐採	危険防止のため必要な伐採
工作物の改修、又は除去	既存の標識、説明板、囲い柵、境界標の改修又は除去 史跡に影響を与えない場合で大規模工事でない場合に限る。

2) 現状変更手続きが不要な行為

史跡地の保存・管理について、現状変更手続きを必要としない行為は、維持管理に関する行為の範囲内とする。

①「維持管理」業務：許可や届出を必要としない行為

行為者	行為内容
管理者	史跡地内の樹木の剪定
管理者	史跡地内の清掃

2－7. 古戦場公園保存・整備各論

1) 造成計画

- ・必要最小限の園路整備、設備配管、安全管理、樹林地保全上必要なものを除いては、国指定史跡地内の造成等の土地の改変は行わない。
- ・表土が流失し、根上がりが顕著な箇所においては、盛土により表土を再生する。
- ・国指定史跡地の隣接地に関しては、国指定史跡地との景観的調和に配慮した地形造成を行う。

2) 園路・広場整備計画

- ・長久手古戦場の国指定史跡地内への無秩序な入込みを制御し、踏圧による土壤環境の劣化や樹木への影響を避け、古戦場環境の保全と、古戦場環境体験・散策利用を両立させるため、国指定史跡地外の既存・計画園路と結ぶ最少限の回遊性園路、連絡園路を、当初の野外活動施設整備時のルートを補修利用する形で整備する。
- ・長久手古戦場の国指定史跡地内における園路整備は、管理用車両が通行する東西連絡園路を除いては、「踏み分け道」的な幅の狭い土系舗装の園路とする。
- ・長久手古戦場の国指定史跡地内及び国指定史跡地内市有地飛び地に新たな広場は整備しない。

3) 設備計画

- ・雨水排水設備は、東西連絡園路を除いては、国指定史跡地内に新たな整備はしない。
- ・給水設備は、東西連絡園路を除いては、国指定史跡地内に新たな整備はしない。
- ・国指定史跡地内の照明設備の設置は、安全確保のための最少限必要なものに留める。
- ・ガス設備は、国指定史跡地外のガイダンス施設及び多目的休憩所に整備する。

4) 施設計画

①既存施設

- ・国指定史跡地に囲まれた市有地の飛び地内に設けられている既存のトイレ・東屋・構造物基礎・園路縁石等は、古戦場環境に相応しくないため解体・撤去する。

②休養施設

- ・現状国指定史跡地内には、休養施設は設置しないが、国指定史跡地内市有地飛び地には、最少限の縁台等の休養施設を設置する。

③サイン・インフォメーション施設、管理施設

- ・国指定史跡地内及び隣接地には、解説板・注意板等が整備されているが、ステンレス製等素材・デザインが歴史的景観に相応しくないため、順次、統一性のある古戦場各史跡に相応しい自然素材を多用したデザインのサイン・インフォメーション施設に更新していく。
- ・国指定史跡地を含む公園境界部等の危険な急傾斜地には、必要に応じ、史跡景観と調和した人止め柵等を整備する。

④ガイダンス施設

- ・ガイダンス施設は、小牧・長久手の戦いをはじめとする長久手市の歴史の展示・解説・案

- 内・休息機能を發揮するよう、庭園東側に、国指定史跡地と調和したかたちで整備する。
- ・ガイダンス施設は、施設ボリュームを最少化するため、展示室等の主要部を地下構造とし、取り付け道路（東側市道）レベルに、3方が土に埋まつた形状で整備する。

⑤歴史民俗体験施設

- ・歴史民俗体験施設は、長久手合戦の背景となった農村の暮らしの展示・解説・体験学習機能を発揮するよう西側ゾーン（計画地北西側）に整備する。
- ・施設構成は、愛知県を代表する鳥居造りの農家（長久手の伝統的暮らしの体験展示+語り部等による解説やイベント）、南庭、納屋（農機具収蔵展示施設）・多目的休憩所（休憩・小集会・郷土料理体験・長久手の暮らしの展示）・収蔵庫（伝統的生活用具の展示・収蔵）、トイレとし、基本的に地域の伝統的手法による木造建築として整備する。

⑥ランドマーク等

- ・古戦場公園には、新たなランドマークを設けず、駅前からの眺望に対するアイストップランドマークとして合戦にまつわる「懸一のぼり」等を適所に配置する。

5) 樹木管理計画

- ・国指定史跡地内の既存植生については保全し、合戦当時には無かったソメイヨシノや外来種等については、「史跡長久手古戦場保存活用計画」に基づきその処置を判断する。
- ・国指定史跡地の隣接地の植栽については、国指定史跡地全域が砂防法の砂防指定区域に、国指定史跡地の内、中央地区および南地区約 8,100 m²が森林法の風致保安林に指定されている。
- ・同様の植生環境である国指定史跡地の北地区を含め適正な樹木管理をする。

6) 国指定史跡地の追加

- ・古戦場史跡を保存し、将来に継承していくため、国指定史跡地内市有地飛び地等、必要・適切と認められる箇所について、「史跡長久手古戦場保存活用計画」に基づき国指定史跡として追加指定を目指す。

7) 武藏塚及び附の保存活用の考え方

武藏塚及び附（御旗山 首塚 色金山）は、「史跡長久手古戦場保存活用計画」に基づき国指定史跡地に相応しい保存・環境形成のため以下の整備を行う。

- ・国指定史跡地境界の明示
 - ・国指定史跡地の境界を明示する。
- ・史跡構造物の保存修復
 - ・石碑、顕彰碑については必要な修復をする。
 - ・構造物の保存及び見学、通景等に支障のある樹木については、必要な伐採・整枝をする。
- ・サイン等の整備
 - ・必要箇所に統一的な道標、銘盤および解説板（QR コード付）等を整備する。また、合戦当時の状況等を AR 技術等により解説する。

- ・史跡環境の整備
 - ・御旗山、色金山の史跡地における眺望、通景を妨げる樹木について整枝等必要な対応をする。
 - ・国指定史跡地の樹木・構造物については、史跡長久手古戦場保存活用計画に基づき必要な対応をする。
 - ・武藏塚の石碑・顕彰碑へのアプローチ園路を整備する。

8) 「国指定史跡地」の構成要素の考え方

分類 名称	①史跡の本質的価値を構成する要素	②史跡の保存や活用に有効な要素	③史跡におけるその他の要素	④史跡の周辺環境を構成する要素
長久手古戦場 附御旗山 首塚 色金山	石標 顕彰碑 地形 眺望	樹木（②もしくは③の場合あり） サイン・解説板 園路、首塚の小堂、記念碑等	樹木（外来種、石標・顕彰碑の保存に支障のある樹木）	樹木 縮景（庭園） 長久手古戦場野外活動施設 駐車場 和弓場等

9) 古戦場公園における「国指定史跡地」及び隣接地の保存活用に関する課題と解決策の考え方

場所	項目	保存活用に関する対策
史跡地	史跡境界	不明確な史跡地の境界を確定する
史跡地	勝入塚、庄九郎塚等の石標・顕彰碑	勝入塚、庄九郎塚の石標・顕彰碑の保存修復、石標等の保存に支障のある樹木の伐採
史跡地	地形	現況地形の保存 樹木根上がり箇所は、樹木の保全のため表土復元
史跡地、隣接地	眺望	通景を妨げる樹木の整枝・伐採
史跡地	在来種既存樹木	史跡環境保全・安全確保上問題のないものは保全
史跡地	既存ソメイヨシノ	延命治療を行なうが、補植しない
史跡地、隣接地	外来種既存樹木	伐採・除去
史跡地、隣接地	サイン・解説板	サイン・解説板を整備
史跡地、隣接地	園路	史跡地内への無秩序な踏み込みを制限する為、史跡環境と調和した最低限必要な回遊園路を整備
隣接地	休養施設	休憩所・ベンチ等を整備
隣接地	市有地飛び地のトイレ等	既存トイレ・東屋・構造物基礎等は解体・撤去
隣接地	ガイダンス施設	史跡景観と調和したガイダンス施設を整備
隣接地	駐車場	史跡利用に必要な最小限の駐車場を整備
隣接地	和弓場	必要な改修を行い、現状位置で存続
隣接地	縮景（庭園）	現状の築山を切土造成により緩斜面化
隣接地	樹木	周辺市街地景観を緩和する樹木整備
隣接地	史跡地内市有地飛び地等	保存活用計画に基づき、国史跡への追加指定を目指す